

# 農地(田・畑等)や農業用施設(農道・用排水路等)の災害復旧

## 災害復旧の流れ

### 災害発生

豪雨：24時間雨量80mm以上または時間雨量20mm以上  
その他、地震・強風・融雪・地すべり等で被害があった場合

#### ※ 災害報告の流れ（災害時の連絡先）

農地の所有者または耕作者は、被害状況を必ず → 地元区長へ連絡  
各区長は、区の災害を取りまとめ → 市・農林課へ報告

※国庫補助災害は、被害報告が遅れると申請が行えなくなります。

(報告内容：被災発生の地区、集落、番地や位置、災害の状況他を)



取りまとめ・概算復旧費算出

#### 県への被害報告

- 1 災害発生の有無
- 2 補助対象総数の取りまとめ・概算復旧費報告

国庫補助対象＝復旧費が40万円以上

国庫補助災害復旧事業として  
工事を実施します。  
※受益者負担金が発生します。

◎ 災害発生後1ヵ月程度で報告をいただいた案件から順次、市より区長または農地の所有者（耕作者）へご連絡します。

<事業実施手順>

現地調査測量・設計 ⇒ 災害査定 ⇒ 予算割当 ⇒ 実施設計 ⇒ 工事発注  
⇒ 工事施工 ⇒ 工事完了（復旧） ⇒ 受益者負担金請求 ⇒ 受益者負担金支払い

市単復旧事業＝復旧費が40万円未満

市単災害復旧事業として  
工事を実施します。  
※受益者負担金が発生します。

◎市より区長または農地の所有者（耕作者）へご連絡します。